

つくば市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業を行う事業者の指定の基準に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 介護予防訪問介護相当サービス（第4条）

第3章 基準緩和型訪問サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第38条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問事業」という。）を行う事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪

問介護に相当するサービスをいう。

(2) 基準緩和型訪問サービス 訪問事業のうち、第5条から第41条までに規定する基準により行うサービスをいう。

(訪問事業の一般原則)

第3条 訪問事業を行う者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 訪問事業を行う者は、訪問事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の訪問事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

(事業者の指定の基準)

第4条 介護予防訪問介護相当サービスに関する省令第140条の63の6の市町村が定める基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

第3章 基準緩和型訪問サービス

第1節 基本方針

第5条 基準緩和型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は省令第140条の62の4第2号に規定する基準に該当する心身の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助等の自立支援に資する訪問サービ

スを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 基準緩和型訪問サービスを行う者（以下「基準緩和型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準緩和型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準緩和型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が行う養成研修を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の訪問介護員等の勤務延時間数を当該事業所において常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の訪問介護員等の員数を常勤の訪問介護員等の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、1以上で、かつ、利用者の数に応じて利用者に適切に基準緩和型訪問サービスを提供するために必要な数以上とする。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和型訪問サービスと指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに

専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 基準緩和型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、基準緩和型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和型訪問サービスと指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供す

ることができる。この場合において、当該基準緩和型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項の「電子情報処理組織」とは、基準緩和型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 基準緩和型訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち基準緩和型訪問サービス事業者が使用する

もの

(2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た基準緩和型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 基準緩和型訪問サービス事業者は、正当な理由なく基準緩和型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 基準緩和型訪問サービス事業者は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な基準緩和型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係るつくば市地域包括支援センター又は同センターから委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の基準緩和型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は省令第140条の62の4第2号に規定する基準の該当の有無及び有効期限を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第13条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供に当

たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、予防給付によるサービスの利用がない場合に作成する介護予防・生活支援サービス計画又は予防給付によるサービスの利用と併用して利用する場合に作成する介護予防サービス計画（以下「介護予防・生活支援サービス計画等」という。）の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防・生活支援サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 基準緩和型訪問サービス事業者は、介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った基準緩和型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防・生活支援サービス計画等の変更の援助)

第17条 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防・生活支援サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 基準緩和型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを提供した際には、当該基準緩和型訪問サービスの提供日及び内容、当該基準緩和型訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防・生活支援サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 基準緩和型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該基準緩和型訪問サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る基準緩和型訪問サービスをいう。以下同じ。）に該当する基準緩和型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該基準緩和型訪問サービスに係る基準緩和型訪問サービスに要する費用の額（つくば市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年つくば市告示第396号）第5条第1号に規定する額を

いう。次項において同じ。) から当該基準緩和型訪問サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準緩和型訪問サービスに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において基準緩和型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 基準緩和型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した基準緩和型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(介護の提供の禁止)

第22条 基準緩和型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、利用者に対して入浴、排せつ、食事等の介護の提供をさせてはならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 基準緩和型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する基準緩和型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第24条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスを受けてい

る利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに基準緩和型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態になったと認められるとき、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に基準緩和型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 基準緩和型訪問サービス事業所の管理者は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業所の管理者は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 基準緩和型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第27条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準緩和型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な基準緩和型訪問サービスを提供できるよう、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに、当該基準緩和型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって基準緩和型訪問サービスを提供しなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第29条 基準緩和型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 基準緩和型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、当該基準緩和型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 基準緩和型訪問サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 基準緩和型訪問サービス事業者は、提供した基準緩和型訪問サービスに

係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 基準緩和型訪問サービス事業者は、提供した基準緩和型訪問サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 基準緩和型訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 基準緩和型訪問サービス事業者は、提供した基準緩和型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 基準緩和型訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第35条 基準緩和型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基準緩和型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、基準緩和型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 基準緩和型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第40条第2号に規定する基準緩和型訪問サービス計画

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(基準緩和型訪問サービスの基本取扱方針)

第39条 基準緩和型訪問サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 基準緩和型訪問サービス事業者は、自らその提供する基準緩和型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 基準緩和型訪問サービス事業者は、基準緩和型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(基準緩和型訪問サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う基準緩和型訪問サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、必要に応じ、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準緩和型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した

基準緩和型訪問サービス計画を作成するものとする。

- (3) 基準緩和型訪問サービス計画は、既に介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、基準緩和型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、基準緩和型訪問サービス計画を作成した際には、当該基準緩和型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、基準緩和型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、基準緩和型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該基準緩和型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該基準緩和型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該基準緩和型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて基準緩和型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する基準緩和型訪問サービス計画の変更について準用する。

(基準緩和型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 基準緩和型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防・生活支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、基準緩和型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 基準緩和型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。